

熊谷市  
新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和8年 月  
熊 谷 市

## 目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 背景	1
第2章 行動計画の作成	2
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法	
(2) 特措法が対象とする感染症	
(3) 行動計画の作成	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	3
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	
第3節 市行動計画の改定概要	
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	10
第1節 市行動計画における対策項目	
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	11
第1節 市行動計画等の実効性確保	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	12
第1章 実施体制	12
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 ワクチン	30
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	

第5章 保健	37
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 物資	42
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第7章 市民の生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	45
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
用語集（五十音順）語尾に「※」印のある用語を記載	51

# 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

## 第1章 背景

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）※（以下「新型コロナ」という。）の感染者※が確認され、同年2月に県、3月には本市でも最初の感染者が確認された。

令和2年（2020年）3月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置、基本的対処方針※の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。

発生当初は、治療薬やワクチンのめどが立たない中、医療体制を充実させるまでの期間、外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、学校教育活動の制限等、社会・経済活動の多くを停止させる措置を行った。

令和2年（2020年）11月には、ワクチン接種の開始を見据え、重症者及び死者を抑制することを目標とし、重症化リスクの高い高齢者等への対策等に注力するとともに、その後、ワクチン接種を加速させ、まん延防止を図った。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年（2023年）5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者※に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の5類感染症※に位置付けられた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

また、コロナウイルスのような既知の病原体の変異等による新型ウイルスや未知の感染症である新感染症が出現した場合、その感染力※の程度によっては、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

新型コロナ対応では、3年超にわたって関係機関が一丸となって未知のウイルスに向き合い、その経験を通じて多くの知見を蓄積した。市として、それらを今後想定される感染症危機※対応に生かすとともに、コロナを乗り越えた10年先、20年先を見据えて発展させていくには、持続可能な礎を築いていくことが必要であると認識している。

## 第2章 行動計画の作成

### （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法

特措法は、病原性※が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関等※、及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等※の発生時における措置、まん延防止等重点措置※、緊急事態措置※等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### （2）特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### （3）行動計画の作成

平成25年（2013年）6月7日、国は、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、県が、それにあわせ、平成26年（2014年）1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市では、特措法第8条第1項の規定により、熊谷市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進のため、平成27年（2015年）1月に「熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

今般、新型コロナ対応を踏まえ、国が令和6年（2024年）7月に政府行動計画を、県が令和7年（2025年）1月に県行動計画を改定、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、本行動計画を抜本的に改定した。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

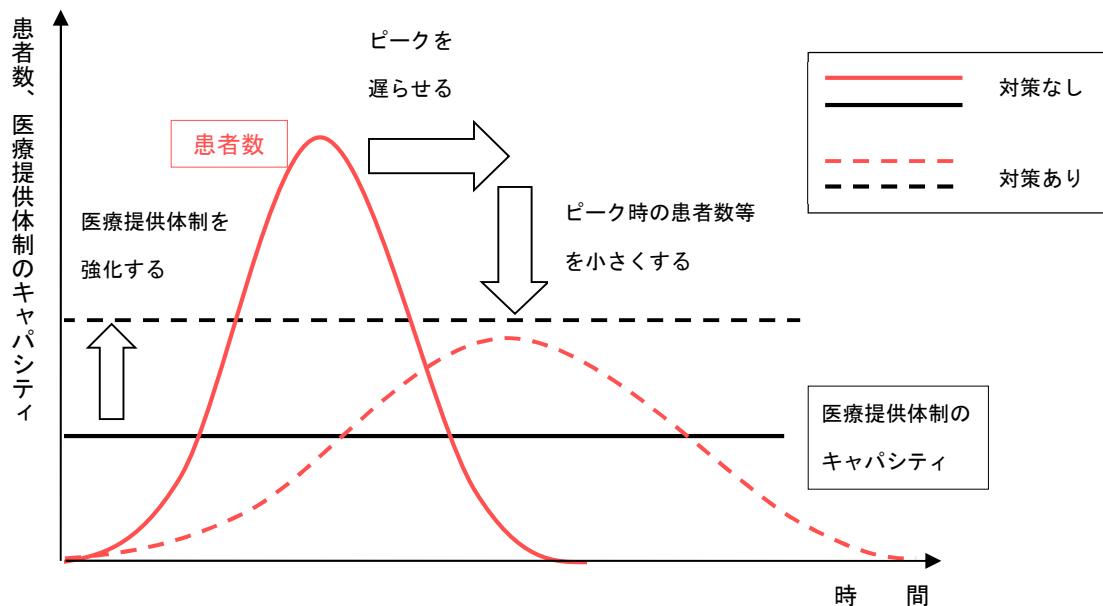
#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民の生活及び市民の社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民の生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

＜対策の効果（概念図）＞



- ・ 市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしており、このうち対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

- ワクチン接種開始の見通しがつき、ウイルスに関する知見の蓄積が進む段階においては、重症者・死亡者の極小化を目標とし、適切な医療提供体制を維持しつつ、例えば高齢者福祉施設等、特にクラスターや重症化のリスクが極めて高い対象への対策を重点的に行うこととする。  
また、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（以下「発生の初期段階」という。）（対応期1）では、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）では、国、県、市、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民の生活及び市民の社会経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要がある。  
一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎える。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### 第3節 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事<sup>※</sup>に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。国や県の基本的対処方針や、行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応を行っていくこととなる。

今般、政府行動計画及び県行動計画の抜本改正に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改正を行う。主な改正内容は以下のとおりである。

#### 1 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

#### 2 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させる。

#### 3 対策項目の充実

対策項目を7項目とし、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進を行う。

### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、適切な情報提供・共有により市民の生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と市民の社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等、市民及び市内事業者（以下「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、当該対策を実施するため必要最小限のものとする。なお、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション※の観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗（ひぼう）中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は人権侵害であり、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、社会的弱者への配慮に留意するなど、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

熊谷市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部及び埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

## （5）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

## （6）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## （7）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

## （1）国の役割

国は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究を推進し、それによる国際協力に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施する。なお、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## （2）県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、行動計画等に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県の役割】

県は、特措法及び感染症法による措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域での医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定※を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定※を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

### 【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、行動計画等に基づき、的確に対策を実施することが求められる。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## （3）医療機関の役割

医療機関は、健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具※を始めとした必要となる感染症対策物資等※の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画※の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### （4）指定地方公共機関※の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### （5）登録事業者※の役割

特措法第28条に規定する特定接種※の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### （6）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### （7）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染状況や予防接種等の対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、罹患時には医療機関を適切に受診し、感染拡大の防止に努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### 第1節 市行動計画における対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民の生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民の生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目とする7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連しあっていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

## 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

### 第1節 市行動計画等の実効性確保

#### （1）新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

#### （2）定期的なフォローアップと必要な見直し

国及び県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症※等の発生の状況やそれらへの対応状況、医療計画※を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### （1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、平時から、関係機関間の連携の強化に努める。

##### （2）所要の対応

###### 1－1 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を、国や県の支援を活用しながら作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し必要な事項を条例で定める。
- ④ 市は、国及び県等からの情報収集を行い、適宜、熊谷市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を開催し、情報を共有するとともに、県の対応方針を参考に、市の対応を検討する。
- ⑤ 市は、県が対策本部を設置した際に、適宜速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ⑥ 市は、県の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者の養成等を行う。

###### 1－2 実践的な訓練の実施

市及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

### 1－3 県及び関係機関との連携の強化

- ① 市は、県及び保健所等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて、他市町村との連携や県境を超えた医療人材等の派遣や患者移送等、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会や業界団体、関連する機関・団体等と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### （2）所要の対応

#### 2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、県等<sup>\*</sup>と連携しながら、発生状況等の情報収集を強化するとともに、その結果を関係機関と共有する。

#### 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき政府対策本部が設置され、県が県対策本部を設置した場合、必要に応じ、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じ、第1章第1節（準備期）（2）1-1及び1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、庁内連絡会議の開催等により情報共有と事前準備の進捗を確認し、関係部署間の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。

#### 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源を確保し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### （1）目的

病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から収束するまで、病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、初動期に引き続き、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民の生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

### （2）所要の対応

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制を取る。

なお、情報収集及びまん延防止等重点措置や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

#### 【本市の組織】

##### （ア） 熊谷市災害対策本部

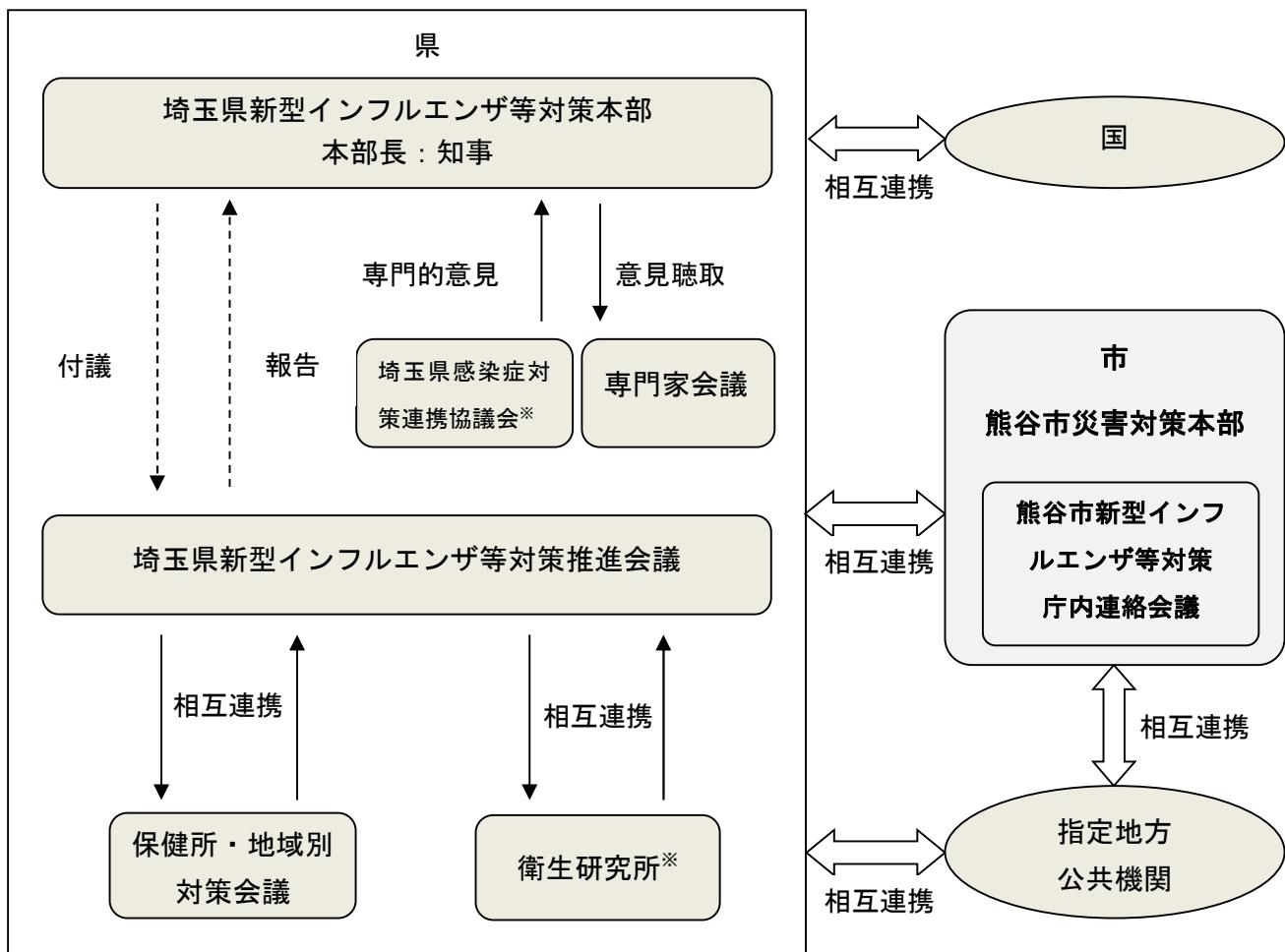
熊谷市災害対策本部条例に基づき、市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

市対策本部の組織は、熊谷市災害対策本部に関する規程に基づき、必要と認めるときは、関係各部の部長等を本部員とし、部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策に当たる。

##### （イ） 熊谷市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議

庁内連絡会議は、関係各課の課長で構成し、情報共有と事前準備に努めるとともに、関係部署間の連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策の取組を迅速かつ円滑に推進する。

【新型インフルエンザ等対策の推進体制図】



### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、初動期に引き続き、感染拡大防止対策等、速やかに事案対応を行うとともに、県や関係機関と連携し対策の強化を図る。
- ② 市は、必要な体制が可能となるよう、全庁的な対応を進めるとともに、必要に応じ、市の業務継続計画に基づく対応を行う。

### 3-1-2 職員の派遣、応援への対応

- ① 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策\*を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。
- ② 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

### 3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検

討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施する。

### 3-2 緊急事態宣言※の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態※解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### （1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようになることが重要である。このため、平時から、市は、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーの一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション※に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

###### 1－1－1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時から県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、認知度・信頼度が一層向上するよう努める。
- ② 市は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

###### 1－1－2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属

機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

## 1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

### 1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等発生時に、県等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

### 1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等発生時に、市民等からの相談に応じるため、県と連携しつつ、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

### （2）所要の対応

市は、その時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報を提供・共有する。

#### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民に情報提供・共有する。

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国及び県の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。
- ③ 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報

提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、国が示す公表の考え方を踏まえ、関係法令等の解釈や運用に基づいて行う。

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、市民からの問合せに早急に対応できる体制を整え、相談窓口を設置し、国が作成したQ&A等を活用し適切な情報提供及び対応に努める。  
また、国又は県からの要請を受けた際は、コールセンター等を設置する。
- ② 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、一方向の情報提供だけでなく、相談窓口及びコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。なお、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映させる。
- ③ 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けのQ&Aや広報媒体等を活用し、ウェブサイトを整備する。

## 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 第3節 対応期

### （1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

### （2）所要の対応

市は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、関係機関や市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

#### 3-1 基本の方針

##### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能があらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、

引き続き市民に情報提供・共有する。

- ② 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。
- ③ 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、国が示す公表の考え方を踏まえ、関係法令等の解釈や運用に基づいて行う。

### 3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市民からの問合せに対応する相談窓口の体制の充実を図る。効果的な情報提供・共有を行う上で、市民等の意見や関心を踏まえることが重要であり、公聴に注力するなど、初動期に準じて対策の強化を図る。  
また、国又は県からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。
- ② 市は、感染対策を円滑に機能させるため、有効な感染対策の認知度・理解度、実践しない理由等を聴取し、啓発に反映させるなど情報提供・共有に活用するとともに、施策の企画・変更等に反映することが重要である。

### 3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

対応期には、感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性がある。このため、実際に起こっている状況等を踏まえつつ、具体的には初動期に準じて、適切に情報提供・共有を行う。

また、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、市民等への影響を鑑み対応が必要と判断した場合は、偽・誤情報の否定や訂正等を含め、その時点で把握している科学的知見に基づく正確かつ分かりやすい情報の周知や注意喚起等、市等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 3-2 リスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

なお、感染拡大期など、厳重な警戒を呼び掛ける必要がある際は、市長コメント等により、市民に対する注意喚起・情報提供を行う。

### 3-2-1 発生の初期段階

市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、強度の高いまん延防止対策を実施することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可

能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市民等に不要不急の外出や県境を越えた移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者等においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。市は、その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

#### 3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

市は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染力等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解の促進を図る。
- ② 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター※に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

- ③ 市は、平時から庁舎等における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るために時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

### （2）所要の対応

#### 2－1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、県等と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者※への対応（外出自粛要請、健康観察※の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。  
また、市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報を受けた場合は、この情報を有効に活用する。
- ② 市は、JIHS（国立健康危機管理研究機構※）から提供される情報を含め、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、臨床像※等に関する情報の分析・リスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報を、速やかに収集する。
- ③ 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等発生時に個人や事業者を対象に実施される可能性のあるまん延防止対策について理解の促進を図る。
- ④ 市は、市内におけるまん延に備え、熊谷市業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### （1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で収集した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

### （2）所要の対応

#### 3－1 まん延防止対策の内容

市は、国や県の関係機関等による情報収集・分析やリスク評価及びまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

特に対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動による対応と市民の行動抑制を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせる。

##### 3－1－1 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。

##### 3－1－2 基本的な感染対策の勧奨

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

##### 3－1－3 外出等に係る要請等

市は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、移動自粛要請を行う。

また、市は、まん延防止等重点措置として、重点区域※において営業時間の変更の対象となっている業態の事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出をしないこと等の要請を行う。

### 3－1－4 営業時間の変更や休業要請等

市は、必要に応じ、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開く者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

### 3－1－5 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を、地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

### 3－1－6 その他の事業者に対する要請

- ① 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することについて協力要請する。  
また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等について協力要請する。
- ② 県及び市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等を管理する者に対し、感染対策を強化するよう要請する。
- ③ 県及び市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等、安全性を確保するための計画策定等を要請する。

## 3－2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

### 3－2－1 発生の初期段階

市は、感染症指定医療機関※等の医療資源は有限であること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の、対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

### 3－2－2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、感染症有事においては、国及びJIHSが病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、臨床像に関する情報等に基づき行う分析・リスク評価の結果及び国

や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき対応を判断する。

#### 3-2-2-1 病原性及び感染力がいずれも高い場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高く、また感染力の高さから、感染者数の増加に伴って医療のひっ迫につながり、大多数の市民の生命や健康に影響を与えるおそれがある場合には、強度の高いまん延防止措置を講ずる。

#### 3-2-2-2 病原性が高く、感染力が高くない場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大の早さが比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者及び濃厚接触者等への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

#### 3-2-2-3 病原性が高くなく、感染力が高い場合

り患した際のリスクは比較的低いが、感染拡大が早い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、医療機関の役割分担が適切に見直されるよう、県と連携し対応する。

上記の対策を行ってもなお医療提供体制のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を市民等に呼び掛けるとともに、県に、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行うよう要請する。

#### 3-2-2-4 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命と健康を守るため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

#### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備をする。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染力が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。ただし、この場合においても、対策の長期化に伴う市民の生活・市民の社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行うものとする。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう関係機関と調整を行う。

ワクチンの接種体制について、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するため、市は、国及び県ほか、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 接種体制の構築

市は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会及び関係医療機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるように準備する。

###### 1－1－1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいう。

- ① 市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続きについて、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。
- ② 市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続きについて、必要に応じ、国に協力する。
- ③ 市は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

###### 1－1－2 住民接種\*

住民接種は、特措法27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種をいう。

- ① 市は、県との連携の下、住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。また、国等<sup>\*</sup>の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、全国の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。
- ③ 市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 1-2 ワクチン接種に必要な資材の準備

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿	□マスク
□トレイ	□使い捨て手袋（S・M・L）
□体温計	□使い捨て舌圧子
□医療廃棄物容器、針捨て容器	□膾盆
□手指消毒剤	□聴診器
□救急用品	□ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
・ 血圧計等	□ボールペン（赤・黒）
・ 静脈路確保用品	□日付印
・ 輸液セット	□スタンプ台
・ 生理食塩水	□はさみ
・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【会場設営物品】
	□机
	□椅子
	□スクリーン
	□延長コード
	□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
	□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
	□耐冷手袋等

### 1-3 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、隨時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

### 1-4 情報提供・共有

市は、平時から定期の予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国や県とともにウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

### 1-5 DXの推進

市は、国が整備するシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

国や県の方針に基づき、準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へつなげる。

### （2）所要の対応

#### 2-1 接種体制の構築

市は、医師会及び医療機関等の協力を得ながら、市内における接種体制を構築するため、必要な準備を行う。

##### 2-1-1 早期の情報提供・共有

市は、適宜県と連携し、国から提供された、ワクチンの種類・供給量、接種の実施方法（接種の優先順位の考え方等）、必要な予算措置等について、速やかに情報を共有する。

##### 2-1-2 医療従事者の確保に係る検討

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

##### 2-1-3 接種会場の確保に係る検討

- ① 市は、医師会及び医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数へ接種を行うことできる体制について検討する。
- ② 市は、必要に応じ、保健センターなどの公的な施設等を活用し、医師・看護師等が当該施設において接種を行うことについても検討・協議を行う。なお、医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所の許可・届出、会場での被接種者のアナフィラキシーショック等の応急治療の対応、救急搬送に係る消防機関及び二次救急医療機関等との調整等の準備が必要とされる。

#### 2-2 必要な資材の確保

市は、第4章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### 2-3 接種の勧奨や予約方法の検討

接種の勧奨や予約の受付方法について、DXを積極的に活用するとともに、インターネット操作に不慣れな高齢者等への対策を含め検討・準備を行う。

## 第3節 対応期

### （1）目的

国や県の方針に基づき、市内の接種体制を構築し、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等について適切な情報収集及び対応に努める。

また、県等の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で隨時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### （2）所要の対応

#### 3－1 接種体制の構築

##### 3－1－1 全般

① 市は、医師会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー<sup>※</sup>等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。

なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。

② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、医師会及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

③ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。

また、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等を外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

##### 3－1－2 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、集団的な接種を原則とし速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

① 市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 医療従事者への接種は、原則として勤務する医療機関において実施する。

### 3-1-3 住民接種

#### 3-1-3-1 予防接種の準備

- ① 市は、国や県と連携し、接種体制の準備を行う。
- ② 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行う。

#### 3-1-3-2 予防接種体制の構築

市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整理した接種体制を構築する。

#### 3-1-3-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、準備期に検討した接種勧奨及び予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民等に対し、接種やワクチンに関する適切な情報を提供する。
- ② 接種に関する情報共有及び予約受付等について、双方向のコミュニケーションの観点から、必要によりコールセンターの活用を検討する。

#### 3-1-3-4 接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
- ② 高齢者施設等の入所者等接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-1-3-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 3-2 副反応疑い報告等

#### 3-2-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、国や県との連携の下、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2 健康被害に対する速やかな対応

- ① 市は、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者が速やかに救済を受けられるように、予防接種健康被害救済制度について被接種者に周知を行う。また、その申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ② 市は、被接種者等から予防接種健康被害救済制度に基づく申請がされた際は、熊谷市予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査・審議を行う。

### 3-3 情報提供・共有

- ① 市は、国や県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。  
なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### （1）目的

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、市と保健所の役割分担、業務量が急増した場合の両者の連携や応援・支援の体制及び関係する団体間の役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

さらに市は、収集した感染症に係る情報を市民等に積極的に提供・共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行う。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 多様な主体との連携体制の構築

① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県・保健所等のみならず、近隣市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

さらに、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必要となるため、県が協定を締結した民間宿泊事業者等との連携に努め、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

② 市は、県や保健所等が行う感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査※、病原体の収集及び分析等のため、健康観察の実施等に協力する体制を整備する。

##### 1－2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、国や県から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、市民に対して情報提供・共有を行う。

また、市民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の市民への情

報提供・共有体制を構築できるようにする。

- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- ④ 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な方に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、迅速に準備を進めることが重要である。

市は、感染症有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表<sup>※</sup>後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### （2）所要の対応

#### 2－1 感染症有事体制への移行準備

市等は、厚生労働大臣の公表後に備え、国や県からの要請や助言を踏まえながら、急速に広範囲で感染が確認されることも想定して、感染症有事体制への移行準備を行う。

#### 2－2 市民等への情報発信・共有の開始

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民等へ周知するとともに、Q&Aの公表やコールセンターの設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。

## 第3節 対応期

### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が求められる業務に対し、必要な連携体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようとする。

### （2）所要の対応

#### 3－1 感染症有事体制への移行

- ① 市は、県からの応援派遣要請に応じ、保健所における感染症有事体制を確立する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民等の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

#### 3－2 主な対応業務の実施

市は、県や保健所等と連携・協力して、以下の感染症対応業務を実施する。

##### 3－2－1 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が外出自粛要請や就業制限等を行った患者や濃厚接触者への健康観察に協力する。
- ② 市は、必要に応じ、県等から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター※等の物品の支給に努める。

##### 3－2－2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

#### 3－3 感染状況に応じた取組

- ① 感染症有事における保健所人員体制等について、市は、県からの交替要員を含めた応援派遣要請に協力する。

- ② 市は、自宅療養の実施に当たって、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### （1）目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 体制の整備

市は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、県及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。

##### 1－2 感染症対策物資等の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。

③ 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第2節 初動期

### （1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

### （2）所要の対応

#### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。

#### 2-2 円滑な供給に向けた準備

市は、感染症対策物資等が不足するおそれのある時は、県と連携して必要量を安定的に確保するよう努める。

## 第3節 対応期

### （1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、初動期に引き続き、市は、備蓄状況の確認及び県と連携して必要な感染症対策物資等を確保する。

### （2）所要の対応

#### 3－1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。

#### 3－2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 市民の生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

### 第1節 準備期

#### （1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民の生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

#### （2）所要の対応

##### 1－1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、国や県から市民の生活及び市民の社会経済活動への影響に関する情報の収集を行うため、関係機関との連携、また内部部局間での連携等必要な情報共有体制を整備する。

##### 1－2 支援実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに公平性に留意し実施する。

##### 1－3 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、市の行動計画又は業務継続計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1－2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

##### 1－4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者

等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して具体的手続きを決めておく。

### 1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、地域内における火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

### （1）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民の生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

### （2）所要の対応

#### 2－1 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じ、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

#### 2－2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

県及び市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民の社会経済活動上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。また、市は、事業者に対し、生活関連物資の価格が高騰しないため、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

#### 2－3 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に係る準備について、必要な調整を行う。

## 第3節 対応期

### （1）目的

市は、準備期での対応を基に、市民の生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### （2）所要の対応

#### 3－1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3－1－1 市民生活の安定に関する措置

###### 3－1－1－1 水の安定供給

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、熊谷市業務継続計画等に基づき、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

###### 3－1－1－2 ごみの収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置を行う。

###### 3－1－2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル※予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

###### 3－1－3 生活支援を要する者への支援

市は、国や県からの要請を受けて、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等を行う。

###### 3－1－4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。

###### 3－1－5 生活関連物資等の価格の安定等

① 県及び市は、市民の生活及び市民の社会経済活動の安定のために、物価の安定

及び生活関連物資等の適切な供給を図るべきであることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 県及び市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-6 埋葬・火葬の特例等

市は、第7章第2節（初動期）2-3の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## 3-2 市民の社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業継続に関する事業者への周知等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

### 3-2-2 事業者に対する支援

県及び市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### 3-2-3 市民の生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ

等のまん延の防止に関する措置により生じた市民の生活及び市民の社会経済活動へのその他の影響に対し、必要に応じた支援を検討する。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

## 用語集（五十音順）

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。埼玉県地域保健医療計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）のこと。
エッセンシャルワーカー	医療や福祉、第一産業や行政、物流や小売業など、いかなる状況下でも必要不可欠とされる社会生活を支える職種に従事する者のこと。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者※を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染者	市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等も患したことによる自覚症状を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、罹患したことが判明した者をいう。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等（医薬品でないもの）が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
感染力	「感染力」は、病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度のこと。

基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるとときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
国等	国及びJIHS。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県等	県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。 県医師会・歯科医師会・薬剤師会、ガス関連会社、埼玉高速鉄道(株)など。

指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。公共的機関、医療関係団体、医療機器・薬品会社、電気・ガス事業者、郵便事業者、電気通信事業者、運輸関係事業者など。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域をいう。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
埼玉県感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもの。

リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染力のある期間、症状、合併症等の総称。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。